

トマト大口定期預金

(平成25年1月1日現在適用中)

項目	内容
1. 商品名 (愛称)	トマト自由金利型定期預金 愛称：トマト大口定期預金
2. 販売対象	法人および個人
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ・満期日指定方式 1か月超5年未満(上記定型方式は除く) ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1,000万円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の店頭掲示の利率を満期日まで適用します。 ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)に支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%小数点第4位以下切捨て)により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 手数料	ありません。
8. 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座にセットすると自動貸越の担保とすることができます。 注1) 貸越限度額は、担保定期預金の残高の90%で最高500万円までです。 注2) 貸越利率は、担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率です。
9. 中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の1か月後の応当日前日までに解約する場合 解約日における普通預金利率 (2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のA.およびB.の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率。 A. 約定利率－約定利率×30% [約定利率×70%] B. 約定利率－$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ <p>なお、この利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは解約日における普通預金の利率を適用します。 (注) 基準利率については、窓口におたずね下さい。</p>
10. その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・利息は、個人の方は20.315%(復興特別所得税を含む)の分離課税、法人は総合課税の対象となります。
11. 当社が契約して いる指定紛争 解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

<預金保険対象商品>